Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年2月21日 海事局海技課

## 「横浜川崎区の強制水先に関する検討会」について

水先制度は、船舶の輻輳水域等において、免許を受けた水先人が船舶に乗り込み目的地に導く安全上の制度で、特に交通の難所とされる水域では、水先人の乗船を義務付けています。

今般、横浜川崎区の強制水先について、安全上の検証を行い緩和について検討するため、国土交通省海事局に検討会を設置します。

本検討会のとりまとめは平成26年中に行うことを予定しており、第 1回を下記のとおり行います。

記

【日 時】 平成26年2月26日(水)15:00~17:00

【場 所】 中央合同庁舎2号館15階 海事局会議室

【構成員】 別添のとおり

【主な議題】 (1)検討の進め方

(2) 横浜川崎区の現状

※ カメラ撮りは議題に入るまでの冒頭のみ可、傍聴は不可とさせて頂きます。 カメラ撮りを希望される場合は、2月25日(火)17時までに下記問い合わせ先までご登録をお願いします。

会議資料及び議事概要につきましては、後日国土交通省ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】国土交通省海事局海技課 鮏川・長岡

電話 03 (5253) 8111 (内線 45324)、直通 03 (5253) 8655

FAX 03 (5253) 1646